

長岡大学米百俵奨学金 募集要項

1. 目的

長岡大学米百俵奨学金は、家計の急変や家計の状況により、学業の継続を断念せざるを得ない在学学生を対象に、授業料、施設費を減免することにより、より多くの在学学生に学業の継続の機会を与えることを目的とする。

2. 申込資格

以下の条件を満たす者。

(但し、既に米百俵奨学生である者、修学支援新制度に採用された者を除く)

(1) 本学の在学学生で留年していない者

(2) 日本国籍を有する者または、永住者、定住者、日本人(定住者)の配偶者・子

(3) 家計基準

主たる家計支持者(父母のうち収入・所得の多い者又は父母に代わって家計を支えている者)の収入・所得が以下の基準額以下であるもの。

① 給与収入者(年金収入も含む)：700万円

② 給与所得以外：300万円

③ ①若しくは②で複数の収入がある者：合算して700万円

※コロナウイルス感染症等の影響により家計が急変した場合は、別途ご相談ください。

3. 申込受付期間

2021年2月15日(月)～2021年3月19日(金)

4. 減免期間・金額

(1) 減免期間	2021年度前期から4年次後期まで
(2) 減免金額	授業料の半額および施設費の3分の1を減免する

5. 提出書類

出願時に申請（申請書類提出前に書類をご確認ください。）

(1) 申請書（様式1）

(2) 父母両方の収入・所得を証明する書類、

または父母に代わって家計を支えている者の収入・所得を証明する書類

給与所得者 (年金収入も含む)	「最新の市町村発行の所得証明書(コピー不可)」と 「最新の源泉徴収票の写し(コピー)」の両方
給与所得者以外	「最新の市町村発行の所得証明書(コピー不可)」と 「2020(令和2)年分確定申告書の写し(コピー)」の両方
無収入の者	「最新の市町村発行の非課税証明書(コピー不可)」 ※無収入であることの確認のために提出してください。

6. 採用基準

期日までに所定の応募書類を提出し、応募資格を満たす者。

7. 採用人数

採用人数の上限は設定しない。

8. 減免資格の失効

- (1) 本学学則に違反し懲戒を受ける等、学長が不相当と判断した場合は、翌期以降の学費減免を中止する。
- (2) 学業不振により留年した場合は、以降の学費減免を中止する。

9. 注意事項

修学支援新制度に採用された場合は、併給を認めない。

10. 申請書等の提出先・問い合わせ先

長岡大学学生課

〒940-0828

新潟県長岡市御山町80-8

TEL : 0258-39-1600 (代) FAX : 0258-33-8792

E-mail : gakusei@nagaokauniv.ac.jp